

令和 7 年度

都留市一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年 3 月

都 留 市

計画概要

1. 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定に基づき、都留市の一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

2. 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3. 計画対象区域

都留市全域とする。

第1編 ごみ処理実施計画

1. ごみ排出量の見込み

(1) ごみの分別区分

区分		項目	ごみの種類
可燃 ごみ		生ごみ	野菜、くだものくず、残飯、魚、貝がら等
		プラスチック製品	洗面器・バケツ、ビデオテープ、ラーメンのカップ等
		その他	紙くず（ちり紙、ラミネート加工紙、カーボン紙など資源にならない紙）、革、ゴム（ゴム長ぐつ・革ぐつ、ベルト・バッグ）、衣類等
不燃ごみ （小型家電を含む）			金属（鍋・フライパン、缶詰の缶・ミルクの缶、ラジカセ、ビデオデッキ、ポット・電気スタンド、傘の骨）、ガラス（照明器具、ミキサー、乾電池、電球・蛍光灯、油トレイ・ドレッシングビン）、陶器製品（茶わん、植木鉢、皿、きょうす）、小型家電（携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、ゲーム機等）等
粗大ごみ （袋に入らないごみ）			家具類、ガスコンロ、ファンヒーター、掃除機、扇風機、ウレタンマットレス・じゅうたん・カーペット・クッション、ドア・ふすま・障子・畳・雨戸・アルミサッシ、ふとん等
危険物			カセットガス缶・スプレー缶、ライター、加熱式たばこ、水銀体温計・水銀血圧計、スマートフォン、電気シェーバー、電動歯ブラシ等のリチウムイオン電池等
再 資 源 化 物		飲料用のガラスビン類 （無色・茶色・その他の色）	ビールビン・酒類のビン・ジュースのビン・酢のビン・栄養ドリンクのビン等
		容器包装プラスチック等	容器プラスチック類・トレイ・その他プラスチック
		牛乳パック等	紙パック（内側がアルミ箔が貼られているものを除く）
		飲料用のアルミ缶・スチール缶	飲料用のアルミ缶・スチール缶
		ペットボトル	ジュース類・水・酒類・醤油の「PET マーク」のあるもの
		新聞・雑誌・段ボール	新聞・広告、雑誌、段ボール、雑紙（包装紙、紙袋、メモ用紙、はがき類、封筒、お菓子の空き箱、ティッシュペーパーの外箱等）

（市の処理施設で処分できないもの）

市の処理施設で処分できない処理困難物については、排出者が自ら各品目の販売店や取扱店等に依頼して処理を行う。

また、排出禁止物については、資源有効利用促進法やメーカー等で指定された再生の方法に従って適正に処理しなければならない。

(2) 排出量の見込み

ごみの種類	区分	区分別排出量 [t]		
		令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度 (見込み)
可燃ごみ	家庭系	5,867	5,559	5,645
	事業系	2,984	2,892	2,475
不燃ごみ	家庭系	250	233	261
	事業系	70	75	88
粗大ごみ	家庭系	388	389	394
	事業系	56	72	84
再資源化物	家庭系	446	460	735
	事業系	96	78	248
合計	家庭系	6,951	6,641	7,035
	事業系	3,206	3,117	2,895

(「都留市一般廃棄物処理基本計画」(令和5年2月策定)ごみの処理量の見込み[目標達成時]より)

2. 一般廃棄物の処理主体

ごみの種類	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市(委託)、排出者 又は許可業者	大月都留広域事 務組合	山梨県市町村総 合事務組合
不燃ごみ	市(委託)、排出者 又は許可業者	大月都留広域事 務組合	山梨県市町村総 合事務組合
粗大ごみ	市(委託)、排出者 又は許可業者	大月都留広域事 務組合	山梨県市町村総 合事務組合
再資源化物	市(委託)、排出者 又は許可業者	大月都留広域事 務組合	公益財団法人日 本容器包装リサイ クル協会又は民間 事業者

3. ごみの発生抑制のための方策に関する事項

「都留市一般廃棄物処理基本計画」(令和 5 年 2 月策定)の施策に基づき、次の方策を実施する。

買い物の時の取組	・マイバッグ等の持参促進 容器包装に係る分別収集及び商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)によりレジ袋の有料化が義務付けられ、マイバッグ等の持参促進により、レジ袋の削減によるごみの減量化を推進する。
	・使い捨て商品の選択の自粛、詰め替え可能な商品の選択 使い捨て商品よりも繰り返し使える商品の選択を促進する。
	・長期使用可能な商品の選択 長寿命製品の利用を促進する。
	・必要な分だけ消費する行動の推進 物を買う際に本当に必要な物かどうか考えて購入するなど、不要な物を家に持ち帰らず、ごみの発生を減らす行動を推進する。
	・賞味期限、消費期限の把握 食品の購入に当たっては、賞味期限・消費期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動を実施する。
	・リユースびんの利用促進 リユースびんの利用促進により、ごみの減量化の推進を図る。
	・マイボトル、マイカップ持参の促進 オフィスや外出先で自分の水筒、タンブラー、ジョッキ、カップ、湯のみなどの飲料容器(マイボトル、マイカップ)を使う取組を促進する。

使用時の取組	・生ごみの「3 キリ」運動の推進 可燃ごみの約 30%を生ごみが占めており、生ごみ削減の取り組みとして、1.買った食材を「使いキリ」、2.食べ残しをしない「食べキリ」、3.生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水キリ」の「3 キリ運動」を推奨し、生ごみそのものを減らす意識啓発を行う。
	・「エコレシピ」の推進 食品ロスを軽減する「エコレシピ」を考案し、家庭から排出される生ごみの軽減に取り組む。 ・エコクッキングの推進 使わずに捨ててしまう食材を活かした、生ごみの排出が少なくなるような調理方法など、家庭で実践によるごみの減量を促進する。

	・30・10 運動(サンマル・イチマル)の啓発 宴会等の席で、「乾杯後 30 分は、できたての料理を美味しく味わう時間。終了前 10 分は、残った料理、デザートを美味しく食べきる時間。」の 30・10 運動の啓発に努める
	・イベント等でリユース食器の使用 イベント等で使用する食器を、使い捨て容器からリユース食器を優先して使用するよう推進する。

廃棄時の取組	・排出時の分別の徹底の継続 ごみの排出時が資源化の第一歩であると位置付け、現状においても分別の徹底と粗大ごみ排出時の分解について住民の協力を得ており、今後もこれらを継続できるよう、周知、啓発を図る。
	・分別区分の検討 可燃ごみ、不燃ごみのうち、再資源化物として分別回収することが有効な品目の有無について、大月都留広域事務組合の状況、収集運搬費等も含めて総合的に検討し、有効な品目がある場合には、分別区分の見直し、周知、実施を行い、生ごみの堆肥化や発電事業等の資源化の推進を図る。
	・雑紙の資源分別の徹底 お菓子の空き箱など、古雑誌扱いとして収集している雑紙は、まだ可燃ごみとして出されているものもあり、より一層の分別の徹底に向け、正しい分別方法等の情報提供、啓発等を行い、分別の徹底を図っていく。
	・不要品交換システムの検討 家庭で不要になったものの情報を、都留市のホームページや広報紙通じて提供する等、交換システムを検討する。
	・小型家電リサイクルの推進 大月都留ごみ処理場に搬入された一般廃棄物の中からピックアップ方式により小型家電を回収して再資源化を図る。
	・民間リサイクルの実態調査 民間リサイクルの実情を把握するため、民間古紙リサイクルステーション等の実情調査の実施を検討する。
	・フードバンク事業の活用検討 食品生産者や卸売業、小売業者などがこれまでの廃棄処分していた食品＊を社会福祉施設や支援が必要な人達の食事に活用する事業の活用を検討する。

	* 品質は問題ないが、パッケージの損傷、賞味期限切れが迫る等の理由により廃棄処分される食品
	・ふれあい収集の検討 高齢者や障害者などで、ごみ出しが困難な方を対象に、玄関先でごみを収集する「ふれあい収集」のサービスを検討する。
	・事業系ごみの適正処理の指導 事業系ごみの減量や資源化を促進するため、排出抑制やリサイクルに関する情報提供や、処理施設への搬入時に検査を実施し、分別排出や適正処理の指導を実施する。
	・事業系ごみの資源化の推進 事業系の資源ごみについては、処理施設への受入れを継続するとともに、民間事業者による回収等について調査等を行い、事業系ごみの資源化の推進を行っていく。
	・減量計画書の作成 多量排出事業者に対して、減量計画書の提出を求め、さらなるごみの発生抑制・資源化を推進する。
	・公共施設等におけるフードリサイクルの推進 学校や病院等の給食は、食品廃棄物を継続的に発生させている主体の一つであり、食品ロス削減等の取組を推進するとともに、調理くずや食べ残しなどの食品残さのリサイクルを推進する。

日常生活時の取組	・ごみにしない生活スタイルの実現 マイバッグ等の持参によるレジ袋の削減などごみの減量化への行動は定着しつつあるが、更なるごみ減量に向け、ごみの発生抑制や減量化・資源化に向けた工夫を実施し、環境に配慮した生活を心がけるなど、生活スタイルの見直しを推進する。 5R(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア)について、その意義や取組方法、効果等の情報提供を充実していく。
	・啓発媒体の活用 ごみの減量化、資源化の重要性とその効果や大月都留広域事務組合の状況を分かりやすく示したチラシ、市 HP 等を活用する。学校教育における学習教材の作成を検討する。
	・情報が伝わりにくい世帯への情報提供の充実 情報が伝わりにくい高齢者への効果的・効率的な情報提供に取り組み、分別の徹底を図っていく。
	・PR の強化

	大月都留広域事務組合、市 HP、広報誌に表示するのはもちろんのこと、公共施設、商業施設、公共交通機関、SNS など、住民の行動を踏まえて啓発媒体が十分周知できる場所での配布も行う。 環境の日(毎年6月5日)を中心とする「やまなし環境月間」中にごみ減量・リサイクル推進キャンペーンを実施し、その際にも啓発媒体の配布を行う。
	・環境教育、出前講座の充実 学校、住民に対して、ごみ処理に関する出前講座等を継続して実施する。また、保育園・幼稚園等の未就園児を対象とし親子で参加できる出前講座等、地域ごとの環境教育に取り組む。 住民や学校教育における視察見学会等を通じて、ごみ問題の啓発を図る。
	・助成制度による減量化、資源化の促進 生ごみ処理機・処理容器等への購入費補助制度により、生ごみの減量化、資源化の促進を図る。
	・廃棄物減量推進委員等による活動の推進 「都留市まちをきれいにする条例」に基づき「美化推進指導員」の制度を設けている。 以上のように、推進員等の制度は、住民活動の推進・施策への協力要請等を行うものとして、非常に有効な制度であり、今後も推進員等の適正配置を検討し、この制度の更なる推進を図る。
	・ごみ処理の有料化の検討 ごみ処理の有料化は、減量化、ごみ処理の公平性、環境問題意識の向上に有効な施策ではあるが、一方で、極度の対策は不法投棄や不適正処理の増加といった逆効果となる恐れもある。そのため、有料化の採否については、周辺自治体の動向も踏まえて慎重に検討する。

4. 収集運搬計画

(1) 家庭系ごみ

区分	項目	収集容器等	収集回数	収集場所	収集体制
可燃ごみ		指定ごみ袋(白)	週3回	可燃ごみの集積所	委託
不燃ごみ		指定ごみ袋(透明)	月1回	不燃ごみの集積所	委託
粗大ごみ		なし	月1回	粗大ごみの集積所	委託
再資源化物 危険物		指定ごみ袋(透明) または透明な袋	月6回	再資源化物の集積所	委託

(2) 事業系ごみ

事業者自ら直接搬入するか、許可業者による収集とする。(市ホームページ参照)

(3) 一般廃棄物処理業許可

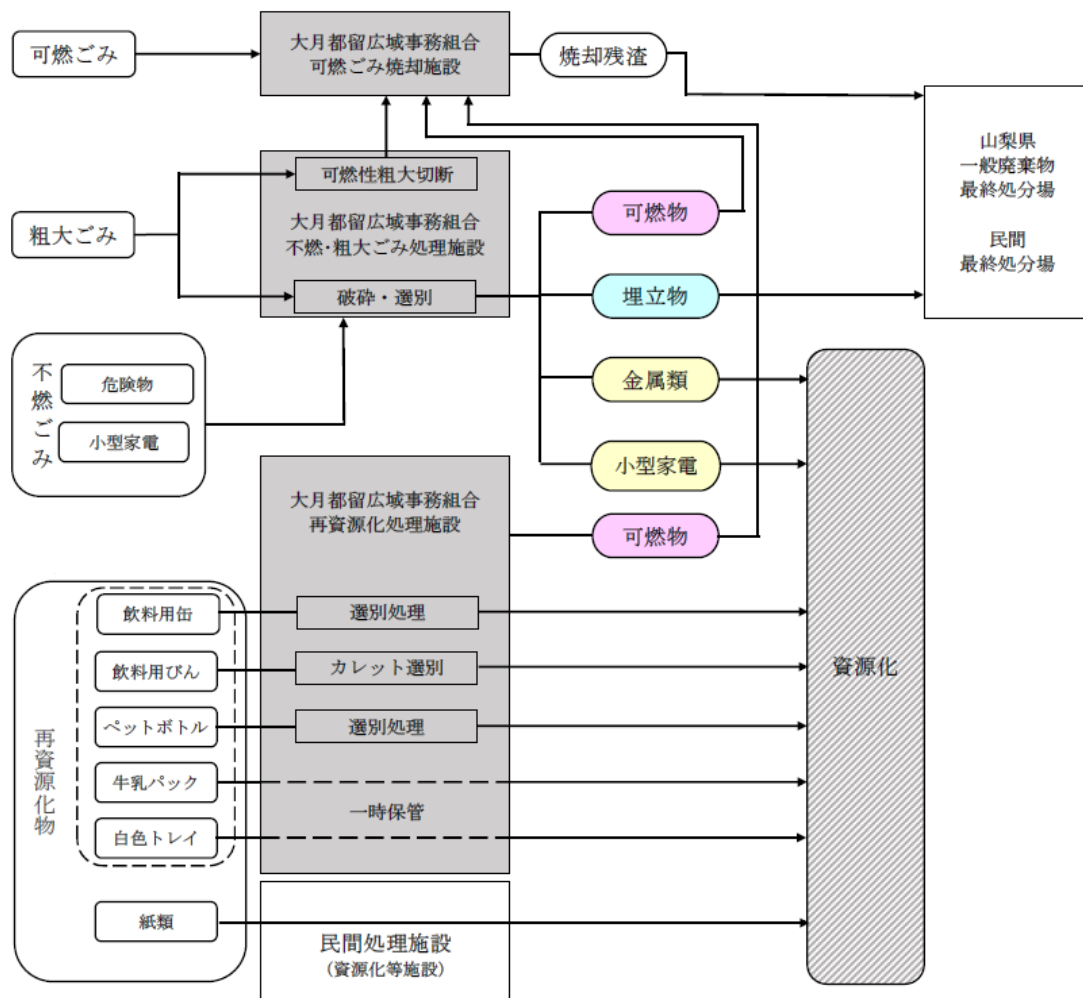
一般廃棄物処理業の新規の許可については、既存の許可業者車両の積載能力や事業系ごみの排出量の推移を見る中で、現行の許可業者で適正な収集運搬が確保できており、許可業者の増加により、過当競争が生じ、継続的かつ安定的な事業系ごみの収集運搬が損なわれるおそれがあるとともに、処理経費削減を目的とした不当な処理につながる事が懸念されることから、一般廃棄物の適正な収集運搬を継続的かつ安定的に行うため、原則として行いません。

既存の許可業者による処理が困難となる種類の一般廃棄物に係る収集運搬については、市長が必要と認める場合に限り、許可することとする。

また、許可の更新については、過去 2 年間の一般廃棄物収集運搬の実績が無い場合については、許可の更新を原則行いません。

5. 中間処理計画

(1) ごみの適正処理



(2) 処理施設

施設名	大月都留ごみ処理場		
	可燃ごみ焼却施設	不燃・粗大ごみ処理施設	再資源化処理施設
所在地	大月市初狩町中初狩 3274 番地		
処理対象 廃棄物	可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ	飲料用缶、飲料用 びん、ペットボトル、 白色トレイ、牛乳パ ック、新聞、雑誌、段 ボール
処理方式	ストーカ式(可動) 全連続運転	破碎、選別	選別、圧縮・梱包
処理能力	104 t/日	15 t/日	16 t/日

6. 最終処分計画

(1) 施設概要

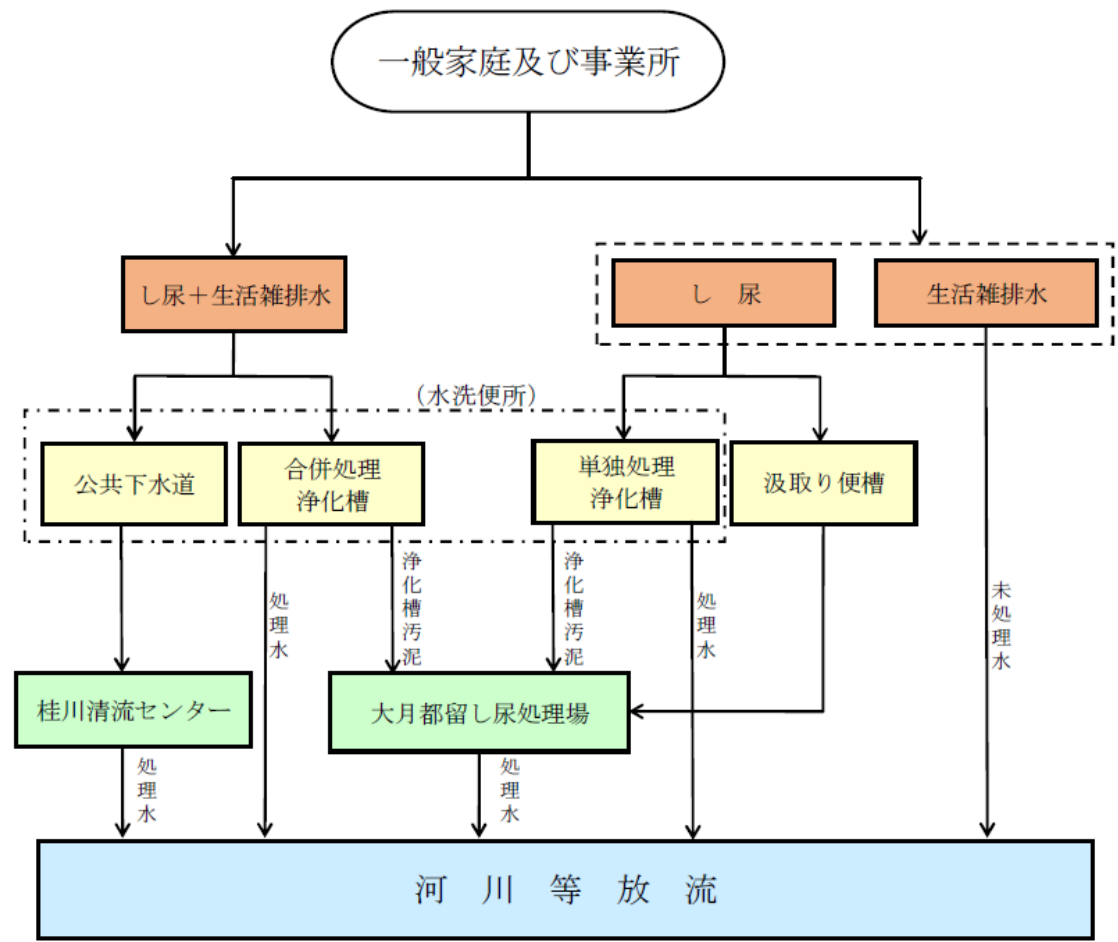
名称	山梨県市町村総合事務組合立 一般廃棄物最終処分場
管理者	山梨県市町村総合事務組合
所在地	山梨県笛吹市境川町上寺尾地内
処理対象廃棄物	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰)、破碎ごみ、処理残渣
埋立地面積	28,570[m ²]
全体容量	302,000[m ³]
併用開始年度	平成 30 年度
埋立完了年度	令和 20 年度(2038 年度)
処理区域	山梨県全市町村

(2) 埋立計画量の見込み

区分	埋立量 [t]		
	令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度 (見込み)
可燃ごみ処理施設	1,096	1,065	979
不燃ごみ処理施設	295	291	294
再資源化物処理施設	0	0	0

第2編 生活排水処理実施計画

1. 生活排水処理の体系



2. 生活排水処理の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	都留市
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	大月都留広域事務組合

3. 排出量の見込み

区分	排出量[kl/年]		
	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)
し尿	123	153	191
浄化槽汚泥	6,740	6,480	7,467
合計	6,863	6,633	7,658

3. 処理形態別人口(9 月末現在)

	令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (実績)	令和 7 年度 (見込み)
1.計画処理区域内人口	28,844	28,383	28,751
2.水洗化・生活雑排水処理人口	12,843	13,097	12,321
(1)コミュニティ・プラント	－	－	－
(2)合併処理浄化槽	7,713	7,895	6,960
(3)下水道	5,130	5,202	5,361
(4)農業集落排水設備	－	－	－
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	13,073	12,549	15,768
4.非水洗化人口	2,919	2,730	662
(1)し尿収集人口	2,919	2,730	662
(2)自家処理人口	－	－	－
生活排水処理率(%)	44.6	46.1	42.9

4. 目標達成に向けた取組

(1) 下水道の整備区域の拡大と下水道接続率の向上

ア 計画的・効率的に下水道の整備を推進する。

イ 供用開始区域内において、下水道への接続の啓発を行う。

(2) 汲取り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

ア 下水道の処理区域外において汲取り便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯へ合併処理浄化槽への転換を促進する。

イ 下水道の処理区域内であっても、当面の間、下水道の整備が見込めない地域の汲取り便槽や単独処理浄化槽の使用者に対しても合併処理浄化槽への転換を促進する。

(3) 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽は法に基づいた検査、清掃、保守点検の維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能になることから、浄化槽の管理者に対して維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を実施する。

5. 収集運搬計画

区分	収集運搬	収集回数	収集方法
し尿	許可業者	随時	戸別
浄化槽汚泥	許可業者	随時	戸別

6. 中間処理計画

施設名	大月都留し尿処理場
所在地	都留市田野倉 1130 番地
処理対象廃棄物	し尿、浄化槽汚泥
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	92 kℓ/日

処理過程で発生したし渣は、下記施設にて焼却処分します。

施設名	大月都留ごみ処理場
	可燃ごみ焼却施設
所在地	大月市初狩町中初狩 3274 番地
処理対象 廃棄物	し渣
処理方式	ストーカ式(可動)全連続運転
処理能力	104 t/日

7. 最終処分計画

ごみ処理実施計画の可燃ごみとして処理を行い、最終処分する。